

令和2年度 若桜町農業委員会臨時総会議事録

招集年月日	令和2年7月20日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時30分				閉会時刻	午前11時15分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕					
欠席委員	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子					
日 程	1 開会 2 委員の紹介 事務局職員の紹介 3 仮議長の選出 4 付議事項 議案第1号 議席の決定について 議案第2号 会長及び職務代理の互選について 議案第3号 農業委員の担当区域の決定について 議案第4号 鳥取県農業会議の常設審議委員の決定について 議案第5号 農地利用最適化推進委員の選任について 5 議事録署名委員の決定 6 農地利用最適化推進委員の委嘱 7 その他								
臨時総会出席者	竹本事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度若桜町農業委員会臨時総会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、臨時総会は成立します。							

2. 委員の紹介	事務局	委員の紹介です。初の総会ということで、簡単で結構ですので、自己紹介をお願いします。
	委員	(委員による自己紹介)
事務局職員の紹介	事務局	続いて、事務局職員の紹介をします。
	事務局	(事務局職員による自己紹介)
3. 仮議長の選出	事務局	<p>仮議長の選出に移ります。</p> <p>総会の議長は、若桜町農業委員会会議規則第5条第1項の規程により、会長が総会の議長を務めることになっています。しかし、任命後初の総会です。会長はまだ決まっています。仮議長を選出しまして、会長が決まるまで議事を進めていただきたいと思います。</p> <p>慣例としまして、年長委員さんに仮議長をお願いしていますけれども、皆さんいかがでしょうか。</p>
	委員	(異議等なし)
	事務局	異議がないということで、仮議長を西山博文委員に決定します。
	仮議長	(仮議長よりあいさつ)
4. 付議事項	仮議長	付議事項です。議案第1号、議席の決定について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	<p>議案第1号、議席の決定についてです。</p> <p>若桜町農業委員会会議規則第8条の規定により、委員の議席の決定を求めます。規定では、くじで議席を決めることとなっていますので、くじで議席を決めます。まずはじめに、くじを引く順番のくじを引いていただきます。その後に、議席の順番を決めるくじを引いていただきます。1番から10番まで番号を付けますが、会長が10番、9番が職務代理、1番から8番が委員ということ</p>

になります。

事務局 (くじを引く順番を発表する)

事務局 (議席の結果を発表する)

事務局 仮の議席を決定しました。仮の議席の順に並んでいただきますので、決定した議席順に席を移動してください。

仮議長 議案第2号 会長及び職務代理の互選に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、会長及び職務代理の互選についてです。
農業委員会等に関する法律第5条並びに若桜町農業委員会規則第2条及び第3条の規定により、会長及び職務代理の互選を求めます。

仮議長 先ほど事務局から説明がありましたように、会長及び職務代理の互選を行います。どのような方法でしたらいいか、お諮りします。

事務局 ちなみに、前回は、選挙で投票をしていただきました。選挙以外に、選考委員を出して決めるという方法もあります。

委員 (選挙という意見)

仮議長 選挙という意見がありましたが、どうですか。

委員 (異議等なし)

仮議長	異議等がないようですので、選挙を行います。
事務局	投票用紙を用意しますので、少々お待ちください。
仮議長	(会長→職務代理の順で選挙を行う)
仮議長	ただいまの選挙の結果、会長を浅井裕委員さん、職務代理を山本義紀委員さんに決定してよろしいか、お諮りします。
委 員	(異議等なし)
仮議長	異議がないようですので、会長に浅井裕委員さん、職務代理に山本義紀委員さんを決定します。委員の皆さんのご協力で会長、職務代理が決まりました。これで仮議長の務めを解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	会長及び職務代理が決まりましたので、最終的な議席を発表します。1番が伊井野委員さん、2番が西山委員さん、3番が藪田委員さん、4番が盛田委員さん、5番が小林委員さん、6番が田中委員さん、7番が永原委員さん、8番は津村委員さん、9番が山本職務代理さん、10番が浅井会長さんに決定しました。 次の議題に入る前に、まずは、浅井会長さんに一言あいさつをお願いします。
会 長	(新会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。続きまして、山本職務代理さん、あいさつをお願いします。
職務代理	(新職務代理あいさつ)

5. 議事録署名委員の決定	事務局	議席が決まりましたので、ここで日程を変更しまして、議事録署名委員を決定したいと思います が、いかがでしょうか。
	委員	(異議等なし)
	事務局	日程を変更しまして、議事録署名委員の決定についてです。農業委員会会議規則では、議事録署名委員を会長以外から2名選出することになっていますが、会長より2名を指名してよろしいかお諮りします。
	委員	(異議等なし)
	会長	異議がないようですので、議事録署名委員を決定します。初の総会ということですので、1番の伊井野委員と2番の西山委員の2名で、よろしくをお願いします。
	事務局	初の委員さんがいらっしゃいますので、事務局より議事録署名委員について説明します。毎月1回、農業委員会定例会を行いまして、その定例会の議事録を事務局で作成します。その議事録の内容に、相違がないかどうかを確認をしたうえで署名していただくこととなります。順番ですけれども、議席の1番から順番に議事録署名委員をしていただくことになっております。1回の定例会につき2名を指名します。このたびは初の総会ですので、1番と2番の委員さんに署名をしていただきます。次回の定例会には、3番と4番の委員さんに順番に見ていただきますので、ご了解をお願いします。さらに、議事録に署名した後に、今度は町のホームページに掲載しますので、そちらには名前等を伏せた形で掲載しますので、よろしくをお願いします。
4. 付議事項	会長	付議事項に戻ります。議案第3号、農業委員の担当区域の決定について、事務局のほうから説明をお願いします。
	事務局	議案第3号、農業委員の担当区域の決定についてです。農業委員会定例会における議案の担当意

見に伴う、農業委員の担当区域の決定について意見を求めます。

事務局の案を発表します。新町・山田町・上町・中町を田中委員さん、農人町・三倉・上高野・高野を盛田敬一委員さん、下町・西町・口屋堂羅・屋堂羅を伊井野委員さん、寺所・馬場・内町・赤松・来見野・諸鹿は山本職務代理さん、浅井・若葉団地・香田を小林委員さん、長砂・湯原・瀧見・茗荷谷・巻米を浅井会長さん、大炊・岸野・糸白見・根安を藪田委員さん、須澄・岩屋堂・吉川を津村委員さん、栃原・中原・加地を永原委員さん、そして、大野・寺前・小船・落折を西山委員さんとさせていただきたいと思います。

会 長 只今の説明について、質問、意見等はありませんか。

永原委員 委員として、どういう仕事をすればいいのかわかりません。

会 長 事務局より、審議案件の確認依頼の文書がきますので、その文書に従って聞き取り等をしてください。また、審議案件が許可された場合でも、その後の状況をチェックしないといけません。事務局からの依頼文書の内容に応じて、聞き取り等の調査をしてもらうということです。それから、任命後間もないときは特にそうですが、事務局に同行してもらったり、会長として同行することもありましたし、隣近所の委員も誘うというやり方もあります。
異議がなければ、これで決定してよろしいですか。

委 員 (意見等なし)

会 長 それでは、事務局の案のとおり担当区域を決定します。
議案第4号、鳥取県農業会議の常設審議委員の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、鳥取県農業会議の常設審議委員の決定についてです。一般社団法人鳥取県農業会議定款第43条の規定により鳥取県農業会議の常設審議委員の決定を求めます。特別な事情がない場合は、原則として新農業委員会会長が常設審議委員となることになっています。

6. 農地利用最適化推進委員の委嘱

会 長

只今の説明について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

異議がないようですので、常設審議委員は浅井裕会長に決定します。
議案第5号、農地利用最適化推進委員の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地利用最適化推進委員の選任についてです。
農業委員会等に関する法律第19条の規定により、農地利用最適化推進委員になろうとする者を募集したところ、以下の2名の推薦がありましたので、農地利用最適化推進委員2名の選任を求めます。若桜地区より茗荷主吉さん、池田地区より山本昭子さんの2名を選任してよいかお諮りします。

会 長

事務局より説明がありましたとおり、茗荷主吉さんと山本昭子さんに、農地利用最適化推進委員をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

委 員

(異議等なし)

会 長

異議がないようですので、農地利用最適化推進委員に、茗荷主吉さんと山本昭子さんの2名を選任します。

会 長

農地利用最適化推進委員の委嘱に移ります。事務局より説明及び紹介をお願いします。

事務局

このたび、若桜町の農地利用最適化推進委員2名ということで、若桜地区より茗荷主吉さん、池田地区より山本昭子さんを選任していただきました。これから、委嘱を新会長さんからさせていただきます。

7. その他

会 長

(辞令交付)

会 長

その他の事項に移ります。

事務局

※①口座振込依頼書について

●次回定例会までに、提出を依頼。

※②互助会費の額の決定について

●毎月〇〇〇〇円／人に決定。

※③全国農業新聞の購読申し込みについて

●農業委員及び農地利用最適化推進委員全員に購読していただくよう依頼。

※④公務災害補償制度の異動手続きについて

●農業委員及び農地利用最適化推進委員全員がA型（年間保険料1,000円のコース）に加入または更新する。新任の委員については、前委員の加入状態を継承する。

※⑤顔写真について

●広報わかさへの掲載、県への報告及び身分証明書の発行の際に必要。臨時総会終了後に写真撮影をする。

※⑥次回定例会について

●次回定例会は、8月4日（火）9：00～に決定。

●鳥取県農業会議の職員を講師として、定例会の時間内に研修を行う。

会 長

これで、本日予定していた議事は全て終了しました。全体を通じて、質問、意見等はありません

か。

委 員

(意見等なし)

会 長

以上で本日の臨時総会を閉会します。